


所管部課	社会教育部中央図書館	部長	小俣 学	
件名	第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	子どもの読書活動の推進に関する法律		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>東大和市子ども読書活動推進計画の計画期間が、令和4年度をもって終了となることから、次期計画となる第三次東大和市子ども読書活動推進計画を策定するため標記委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事項：第三次東大和市子ども読書活動推進計画の策定に関して必要な事項を調査、研究及び審議し、計画を策定する。</li> <li>・委員構成：教育部長を委員長とし、委員は子ども家庭支援センター長、狭山保育園長、健康推進課長、青少年課長、教育総務課長、指導担当課長（統括指導主事）、生涯学習課長及び中央公民館長とする。事務局は中央図書館に置く。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 子どもの読書活動の推進に寄与することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成25年3月 東大和市子ども読書活動推進計画（平成25年度～平成29年度）策定</p> <p>平成26年4月 東大和市子ども読書活動推進計画連絡会議の設置 各年度の報告書を作成</p> <p>平成30年3月 第二次東大和市子ども読書活動推進計画（平成30年度～令和4年度）策定</p> <p>令和4年3月23日 東大和市教育委員会へ付議（報告）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに関連事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。